

桜島・錦江湾ジオパークにおける周遊型謎解きゲームイベント企画運営等業務委託仕様書

1 委託業務名

桜島・錦江湾ジオパークにおける周遊型謎解きゲームイベント企画運営等業務委託

2 目的

当ジオパークは、平成25年度に日本ジオパークの認定を受け、令和2年度には鹿児島市全域と始良市、垂水市にエリア拡大したところである。

拡大エリア内のジオ資源（ジオパークの見所となる場所）や観光資源を活用したストーリーを基に、参加者が謎解きを通じてエリア内を周遊するイベントを実施し、当ジオパークの魅力の発信や認知度の向上を図ることを目的としている。

3 履行期間

契約締結の日から令和7年2月28日まで

4 業務内容等

(1) 実施区域

当ジオパークのエリア（鹿児島市、始良市、垂水市の3市の行政区域と錦江湾の一部）とする。詳しくは、別紙「桜島・錦江湾ジオパークエリアのジオ資源一覧マップ」を参照。

(2) 業務内容

① イベントの企画、運営

桜島・錦江湾ジオパーク推進協議会（以下、「協議会」という。）及びその他関係者との連絡調整を取りまとめ、機運醸成を図りながら打合せ会議や進捗管理などイベントの企画、運営を行う。各業務は、以下に掲げる内容に留意し、協議会事務局との協議の上、企画内容を決定するものとする。

ア 実施時期

令和6年10月から令和7年1月までの3か月程度とする。

イ ターゲット

メインターゲットを県内外の親子連れや大学生などの若い世代とする。

ウ イベントへの参加料

無料とする。

エ コース設定

(ア) 当ジオパークを広く周遊できるよう、次のエリア毎にコースを設定し、鹿児島市街地エリアについては、徒歩や自転車、公共交通機関の利用により車がなくても参加できるコースとすること。なお、発注者との協議によりエリアの範囲等の

変更を行うことも可とする。

- a 鹿児島市エリア
- b 鹿児島市街地エリア
- c 桜島エリア
- d 始良市エリア
- e 垂水市エリア

(イ) 各コースに、謎解き又はヒント獲得等で訪れるスポットとして、ジオ資源又は店舗などを5か所以上設定すること。

(ウ) スポットの設定にあたっては、事前に現地調査を行うこと。

オ 謎解きのストーリー等

(ア) ストーリーの設定については、当ジオパークのメインテーマである「火山と人と自然のつながり」を参加者が意識できるものとし、楽しみながらジオパークや地域について理解を深められる構成とすること。

(イ) ストーリーについては、必要に応じて、オリジナルキャラクターの制作や既存のキャラクター等（当ジオパークのキャラクターを含む）の活用を行い、親しみやすい内容とすること。

(ウ) 謎解きの設定にあたっては、当ジオパークにおいてメインテーマをわかりやすく伝えるために作成した6つのストーリー（地形・地質、海、自然、産業、歴史・文化、人）やジオ資源を活用したものであること。

(エ) 謎を解く際のヒントは、スポットを訪れた上で得られる仕組みとすること。なお、ヒントを得る手段については、Web等で得ることも可とする。

(オ) 謎解きゲームをクリアした参加者には、抽選で賞品を贈ることとする。抽選商品の内容は発注者と協議の上決定すること。なお、抽選商品の購入及び発送にかかる費用は発注者が負担する。

カ 告知・広報

(ア) イベントを広く周知するため、次のものを受注者で制作することとする。また、制作物の内容及び数量については、発注者との協議により変更することがある。

- ・ 広告宣伝用チラシ（A4両面）、ポスター（B2片面）の電子データ（チラシ・ポスターの印刷及び配布は発注者が行う）
- ・ イベント参加者用参加冊子（A4片観音、20,000部）
- ・ イベント参加者への補助パネルなどの設置物
- ・ その他イベントに必要な物品の準備

(イ) 当ジオパークのロゴマーク等を、パネルやチラシ、ポスター等のデザインに使用する場合は、協議会が定める「VIマニュアル」に基づくこと。詳しくは当ジオパークホームページ (<https://www.sakurajima-kinkowan-geo.jp/downloads/>)

を確認すること。

(ウ) SNS等を利用した告知を行うこと。

キ 専用ホームページの作成

謎解きゲーム専用のホームページを開設し、参加者にストーリーやゲームの内容を分かりやすく説明するとともに、ゲームをクリアした参加者が、ゲームクリアの報告や商品の応募をできるようにすること（サーバー利用費・期間中の保守を含む）。

ク 運営管理

(ア) スポットに設置するパネル等の掲示物の設置・保守・撤去は受注者で行うこととするが、必要に応じて、発注者で行うことも可とする。

(イ) 委託期間中に設置したパネル等の破損等した場合の補修等については、発注者と協議の上、迅速に対応することとする。

(ウ) パネル等を設置する場合は、安全管理及び法令順守を徹底し、必要に応じて保険の加入や許認可等の手続を行うこと。

(エ) 委託期間中のイベントに関する問い合わせに対応すること。必要性や内容に応じて発注者で対応することも可とする。

(オ) 委託期間中のトラブル等に対応できる体制を構築すること。

(カ) イベント運営への協力を依頼する団体等向けの運営マニュアルを作成すること。

(キ) イベント参加者にアンケートを実施し、参加者の傾向や満足度等を検証すること。

ケ 自由提案（独自に提案するもの）

イベントの目的を踏まえ、上記以外に、謎解きゲームにかかる魅力の創出や当ジオパークのPRに資する企画など、実施要領に記載する予算額の範囲内でできるものがあれば、自由に提案すること。

② 報告書の作成

受注者は、業務が完了したときは速やかに実施状況等をまとめた報告書を作成のうえ、書面2部と電子データを提出する。提出した報告書の誤り又は訂正事項があった場合は、業務完了後であっても発注者と協議のうえ、受注者の負担において速やかに訂正し、発注者へ再提出しなければならない。

5 成果品

次に記載する成果品を作成し、イベント終了後速やかに事務局へ提出すること。

- (1) 委託業務報告書
- (2) 電子データを記録したCD-R（正・副）
- (3) 打合せ資料・関係機関等協議資料

(4) その他事務局が指示するもの

6 著作権

- (1) 成果物に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受注者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含まれることとする。
- (2) 受注者は、委託業務の成果物に対し、著作権法第21条、第23条、第26条の2、第26条の3、第27条並びに第28条に規定する権利を発注者に無償で譲渡するものとする。
- (3) 発注者は、著作権法第20条第2項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとする。
- (4) 受注者は、発注者及び発注者からの譲渡又は利用許諾を受けた第三者に対して、著作権者人格権を一切行使しない。
- (5) 業務の成果品等に、受託者が従前から保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等を含む。）が含まれていた場合は、権利は受託者に保留されるが、委託者は、業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、頭書の履行期間中、これを無償で利用できるものとする。

7 業務遂行に関する協議等

(1) 作業計画書等の提出

受注者は、契約後速やかに作業計画書及び業務担当者名簿を発注者へ提出し、了承を得なければならない。また、提出後に変更を生じた場合は、速やかに変更内容を発注者に届けるものとする。

(2) 業務担当者の選定

業務の遂行にあたっては、業務に精通した経験者を総括責任者に定め、また、適切かつ十分な人材を配置しなければならない。

(3) 経費の負担

消耗品など業務遂行に必要となる経費は、特段の定めがある場合を除き、受注者において負担すること。

(4) 成果品の帰属

本委託契約で得られた成果に係る一切の権利は、発注者に帰属するものとする。

(5) 発注者と受注者との関係

受注者は、業務の遂行にあたって随時経過報告を発注者へ行い、発注者と綿密な連携を図り、その指示に従うこと。

(6) 再委託の禁止

委託業務の全部又は大部分を一括して他にはしてはならない。ただし、発注者と協議の上、業務の一部の再委託を認めるが、適切な業務推進がなされるよう随時監理を行うこ

と。

8 資料等の貸与及び返還

(1) 資料等の貸与

受注者は、業務の遂行に必要な資料等の貸与を発注者へ申し出ることができる。

(2) 資料等の返還

受注者は、貸与された資料等の内容を第三者に漏らしてはならず、業務の完了後速やかに発注者へ返還しなければならない。

9 その他

(1) 業務の執行に際し、この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、発注者と協議し決定すること。

(2) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示、漏えいについて管理者の注意をもってその情報を管理することとし、契約終了後も同様とする。